

千葉県公安委員会告示 第139号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第30条の4の規定による命令に係る同法第34条第1項の規定に基づき、次のとおり意見聴取を行います。

令和8年9月4日

千葉県公安委員会

1 意見聴取日時

令和8年9月15日（火）午後1時30分

2 意見聴取場所

千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号

千葉県警察本部1階意見聴取室